

# 「勝たなければならない裁判で勝てた理由～東海第二原発差止訴訟～」

丸山幸司

東海第二原発差止訴訟弁護団の丸山です。このような機会をいただき、感謝申し上げます。

## 1 勝たなければならない裁判

本日のテーマに沿って、「勝たなければならない裁判で勝てた理由」、なぜ東海第二で勝てたのか、ということを実際に考えてみました。

「勝たなければならない」というのは、ご存じのとおり、東海第二原発は、首都に最も近い原発で、1978年11月28日に営業運転が始まったトラブル件数全国1の老朽原発です。3・11で被災したときも、津波により非常用ディーゼル発電機3台のうち1台が使用できなくなり、2台でやっとのことで冷温停止にこぎつけたという状況でした。30キロ圏内には全国1の94万人の人口を抱え、周辺には放射性廃棄物の再処理施設があるなど、複合災害も懸念される原発です。だから勝たなければならない、そういう位置づけの裁判だと自覚しています。

## 2 裁判官に恵まれたこと

それでは、その裁判でなぜ勝てたか。裁判官に恵まれたというのが一番です。

このように言ってしまうと元も子もないように思います。しかし、提訴して3つめの合議体で、一番真面目で信頼できる裁判官3人だったのは確かでした。水戸地裁くらいの規模ですと、一般事件を担当してもらって、考え方や人柄をうかがい知る機会も少なくないのですが、合議体の3人の裁判官のいずれも、まともで良識的でした。

特に、右陪席の裁判官は、東海第二原発差止訴訟を担当するために赴任してきた裁判官だという噂だったのですが、真面目で誠実で勉強熱心でした。この裁判官が結審の直前に、30キロ圏内の自治体の避難計画を提出するように原告側に促しており、それが勝訴判決の直接の証拠となりました。

ただ、ここで思うのは、裁判官個人の資質に帰責させてしまっただけでは思考停止のそしりを免れないということです。原告らの主張をまともに聴かないような裁判官であると、どうしても諦め気分から努力を怠りがちになります。実際、我々の弁護団でも、この合議体から判決をもらうのは回避しよう、と打合せましたし、その選択は正しかったと思いますが、今振り返ってみて、判決をもらわないにしても、そういう裁判官の姿勢を変える粘り強い説得が我々弁護士の仕事だったのではないかと、そういう努力が不十分だったのではないかと反省しています。諦めることは簡単ですが、そういう裁判官がまた別の庁に赴任して悪い判決を書くのですから、水戸地裁に在任する3年間だけのことを考えて、働き掛けることを諦めて、ただ交代するのを待つというのではやはり不十分であったと思います。

もう一步進んで言うならば、いわゆる「ヒラメ」のような裁判官については、弁護士の側でも

進んで説得することを諦める傾向がある、結果そうした裁判官も自らの姿勢を正すチャンスを失っている、そういう現状もあるのではないかと。裁判官の心を揺さぶり、「良心に従ひ独立してその職権を行」う（憲法76条3項）姿勢に正しく立ってもらう努力を、どんな裁判官に対しても諦めず、全国各地の弁護士が連携しながら集団的に粘り強く行っていく、そういう組織的な努力が10年先の司法を作るのではないかと、そんなことを今考えています。

### 3 被害という側面を重視して訴えたこと

もう1つ、裁判所は具体的な被害、当事者の訴える生々しい被害というものに対しては、比較的素直に反応する感性を持っているように思われるのです。この点については、調査したわけではないのですが、最高裁で画期的な判断がされたというときに、それが何らかの「被害」が際立つ事件であることが多いように個人的に感じています。

そうした意識も個人的に有していたからなのですが、今回の東海第二原発差止訴訟では、「被害論」の準備書面というのを多数提出しました。福島第一原発事故による、農業被害、漁業被害、など分野毎の被害のほか、請戸の浜の悲劇、渡辺はま子さんの自死事件、その準備書面の数は合計で19本。その上で、私たちは法廷でパワーポイントを用いて弁論も行いました。実は、これについても裁判体との軋轢があり、最初の裁判長は、被害論の準備書面の陳述すらさせない、という態度を取りましたので、弁護団で猛烈に抗議し、ある期日では裁判長の訴訟指揮に対する異議を連発しました。すると、怒った裁判長が途中で閉廷を宣言して退席する、なんていう期日も経験しました。

ただ、今回判決をもらった裁判体との関係では、弁護団は極めて友好的な対応に終始しましたし、そもそも強権的な対応はありませんでしたので、そういう意味でストレスを感じることもありませんでした。

被害を強調する、という点では、茨城も福島第一原発事故による被害を受けているので、そうした原告の尋問も申請しました。尋問期日には、事故当時、幼い子どもを育てていた時期で、そのために大変な思いをした女性が涙をこらえながら証言しました。被害をなるべく生々しく裁判官に伝える、そのための努力は極めて重要だと考えています。

### 4 裁判官にわかりやすくしたこと

東海第二で勝利した3つめの要因として、裁判官にわかりやすく、ということを徹底しようとした努力があります。「徹底しようとした」と申し上げたのは、それが勝利に直結しなかったからであって、今回の判決では、地震、津波、火山、老朽化などの主要な論点で、全て負けています。負けた理由はそれぞれですが、これ自体は大変悔しいことで、控訴審では逆転勝利しようと考えています。

裁判官に分かりやすくするために、何をしたか。まず、難解であるため裁判官が理解できないであろう主張については、主張せず、場合によって撤回しました。当然のことながら、弁護団の中には職人のような弁護士がおり、こだわりを持って取り組んでいたわけですが、泣く泣く自らの主張を撤回していただくことになりました。

裁判所には、進行協議期日を設けてもらい、地震、津波、火山、プラントなどの専門的知識が必要な論点につき、基礎的知識を裁判官へ説明する機会を全部で5期日設けました。こうした努力により、裁判官には、一応の基礎知識を獲得していただいたと思います。

しかし、結果的には、こうした努力は直接の成果を得ることはありませんでした。その原因についての検証作業はまだこれからですが、例えば地震についても、より一層シンプルで分かり易い説明が必要だったのではないかと、大飯原発の樋口判決のようなシンプルな論理に徹した方が、裁判所には受け入れられやすかったのではないかと、そういう意見も出されています。控訴審においては、より一層の工夫をすることになると思います。

## 5 原告団と弁護団の団結を維持したこと

原告団と弁護団の団結を維持したこと、最後に挙げる勝因ですが、実はこれが一番肝心な点だったのかもしれない。

東海第二原発の原告団と弁護団は、統一戦線のような性格で、運動の潮流が異なる団体・個人が集まっているため、これまで茨城県内でも共闘した経験が少ない集団でした。こうした集団で団結を維持するために、それなりに忍耐を要しました。精神的にすり減ることもありましたが、そこを耐え抜いたことによって、それぞれの持つ力を最大限に引き出すことができた、そういう思いがしています。

## 6 最後に

以上のおりです。少しでも参考になるところがあれば幸いです。